

システム開発委託契約・保守契約等をめぐるトラブル発生時に求められる

# システム開発の「契約書レビュー」と「トラブルシュート」のポイント

～近時の裁判例、民法改正が契約実務に与える影響を踏まえたユーザ企業（発注者）とベンダの責任範囲と対応策～

- 日 時● 2019年 6月 10日（月）13:00～17:00
- 会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講師 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

【講師紹介】一橋大学法学部卒業、2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。IT システム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に活躍中。実務視点のわかり易い講義に定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」2016年 情報管理部門において、企業が選ぶランキング2位。裁判所ウェブサイトで公開された最新判例の判決文を自動的に分析してTwitterに投稿するBot(プログラム)を提供(@kageshima)。約30万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典」(商事法務)、「個人情報保護法と企業法務」(清文社)等、著書・論文多数。

## ◆ 開催にあたって

システム開発をめぐるユーザ企業（発注者）とベンダの責任範囲をめぐるトラブルが後を絶ちません。契約の実務に携わる企業の法務・総務部門にとっては、万が一紛争になった場合の対応の判断材料として、これまで蓄積された裁判例を十分に理解した上での適切な交渉が求められます。

本講座では、システム開発委託契約、保守契約等における契約書レビューのポイントを分かりやすく解説すると共に、トラブル発生時に確認すべき書類やプロジェクトの中止をめぐる留意点など、トラブルシュートの実務について、近時の重要裁判例も含む様々な裁判例や、民法改正の影響も踏まえて検証していきます。

【申込方法】 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	33,480円(本体価格 31,000円)	一般	36,720円(本体価格 34,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191160-0302		システム開発の「契約書レビュー」と「トラブルシュート」のポイント	
ふりがな 会社名			
住 所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページでご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込み後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合は、代理出席をお願い致します。
- 【お申込・お問合わせ先】 企業研究会 第1研究事業グループ 担当/上島(カミジマ) E-mail:kamiijima@bri.or.jp  
TEL:090-6797-1801(直通)・03-5215-3511(代表) FAX:03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F  
※DMの停止・登録情報変更は、①当会ホームページ右下「変更フォーム」、又は、②専用ダイヤル【03-5215-3512】にてご連絡ください。

## ・プログラム・

- システム開発委託契約のレビューのポイント
  - 請負契約と準委任契約
    - 契約の種別(請負契約と準委任契約)をどのように決めるか、民法改正が契約実務に与える影響とは
  - 一括契約と多段階契約 ～ 契約の構造(多段階契約 VS 多段階契約)をどのように決めるか
  - 責任制限条項 ～ 裁判における判断事例を踏まえた責任制限条項のワーディングのポイント
- プロジェクト・マネジメントの裁判例と契約書への反映
  - 裁判例から見る、ユーザ・ベンダそれぞれの義務
    - プロジェクト・マネジメント(PM)をめぐるユーザ・ベンダそれぞれの義務(近時の重要裁判例の整理)
  - 契約書への反映
    - 契約実務のポイント(PM義務に関する条項・拒絶義務に関する規定の検討、「仕様凍結」の明確化)
- プロジェクト途中におけるトラブル発生時の対応と考え方
  - 既払分(作業済み分)の代金の行方 ～ 一括契約、多段階契約の場合における清算関係
  - 将来分の契約代金の考え方 ～ ユーザが残代金を支払わなければならない場合とは
  - 追加作業分の支払いの考え方 ～ ベンダが追加作業を行ったと主張している場合の生産関係
  - 契約書がない場合 ～ 「契約締結上の過失」による損害賠償請求、商法512条の報酬請求権
- システムの「完成」に関連するトラブル
  - 「完成」とは
    - バグがあった時の報酬請求権の考え方(完成していない場合、完成している場合)
    - 請負=完成義務あり、準委任=完成義務なし、と単純に考えてよいのか、裁判上の「完成」の基準は何か
    - 民法改正が契約実務に与える影響(契約不適合責任への対応)
  - 検収がなくても完成か ～ 検収と「完成」をめぐる契約条項のポイント(請負の場合、準委任の場合)
- システム保守契約
  - システム保守契約の考え方
    - ソフトウェア開発から、引渡し、瑕疵修補、保守までの考え方
    - 無償対応と有償対応の切り分け(SQLインジェクション攻撃による顧客情報流出事故を例に)
    - 契約書レビューのポイント(保守契約に盛り込んでおいた方がよいポイント)
  - 個人データ・個人番号の委託と保守
    - 個人情報保護法、マイナンバー法におけるルールの確認(委託先の適切な選定、委託契約の締結、取扱状況の把握)
    - 契約書レビューと社内体制のポイント(委託先における取扱状況の把握をどのように行うか)
    - 委託先のセキュリティレベルの管理(委託元の監督責任)についての裁判例
    - システム保守は個人データの取扱いの委託になるか
    - 委託契約の条項で「扱わない」旨を記し、通常は適切なアクセス制御で個人情報の中身を閲する事が無い場合でも、緊急メンテナンスなどで閲覧する可能性がある場合は、委託になるのか
  - 委託先から情報漏洩が発生した場合のトラブルシュート
- トラブル発生時に確認すべき書面とトラブルシュートのポイント
  - 法務・総務部門は、どの書類を確認すべきか
    - 事実認定で重要視されているポイント(各種ドキュメントの証拠上の位置付け)
    - 紛争になったときに見極めるポイント(契約内か契約外か、請負と準委任の違い、プロジェクト管理)
  - プロジェクト中止のやり方
    - ユーザ都合でプロジェクトを中止する際のリスクとは/ベンダ側が解除通知を出すことのリスクとは
    - プロジェクトの中止をめぐる「PM義務違反の時期」の重要性
    - システム開発の中止時にライセンスの扱いが問題になりやすい傾向がある契約形態とは
    - 「謝罪」に対する裁判所の判断

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。